

# 土壌汚染対策法・広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく土地の形質の変更（改変）時の届出等の手続き

## 1 法に基づく土地の形質の変更の届出に係る規模（面積）要件

- (1) 有害物質使用特定施設の設置履歴（平成15年2月15日以降に限る。以下同じ。）がある土地における形質の変更を行おうとする場合の届出の規模要件は900㎡以上です。
- (2) 有害物質使用特定施設の設置履歴がない土地における形質の変更を行おうとする場合の届出の規模要件は3,000㎡以上です。

## 2 条例に基づく土地履歴調査結果報告等に係る土地改変規模（面積）要件

法の届出等の対象とならない「開発行為の許可又は宅地造成等の許可に係る1,000㎡以上の土地の改変」です。条例では、盛土のみであっても要件に該当すれば報告等が必要です。

手続き（土壌汚染対策法の指定区域を除く）

\*裏面の「判定フローチャート」も活用してください。

土地の形質の変更の規模		900㎡	3,000㎡
【法】 土地の区分	①有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌汚染状況調査が一時的に免除されている土地（ただし書確認を受けている土地）注	900㎡以上 法第3条第7項の届出	
	②有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場の土地	900㎡以上 法第4条第1項の届出	
	③有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壌汚染状況調査義務のある土地（①を除く）	900㎡以上 法第4条第1項の届出	
	④上記①～③以外の土地	3,000㎡以上 法第4条第1項の届出	
土地の改変の規模		1,000㎡	
【条例】	法の届出対象とならない次の行為 都市計画法第29条（開発行為）の許可又は宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可に係る1,000㎡以上の土地の改変	1,000㎡以上 条例第40条の報告等	

注：土地の利用法を変更する場合（土地を切売りするとき、一般の人が立入可能になるときなど）は規模に関わらず、土地の利用方法変更届出が必要です。

## 3 問合せ先

機 関 名	電話番号	住 所	管轄市町
県西部厚生環境事務所	0829-32-1181(代表)	廿日市市桜尾 2-2-68	大竹市、廿日市市
県西部厚生環境事務所 広島支所	082-228-2111(代表)	広島市中区基町 10-52	安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町
県西部厚生環境事務所 呉支所	0823-22-5400(代表)	呉市西中央 1-3-25	江田島市
県西部東厚生環境事務所	082-422-6911(代表)	東広島市西条昭和町 13-10	竹原市、東広島市、大 崎上島町
県東部厚生環境事務所	0848-25-2011(代表)	尾道市古浜町 26-12	三原市、尾道市、世羅 町
県東部厚生環境事務所 福山支所	084-921-1311(代表)	福山市三吉町 1-1-1	府中市、神石高原町
県北部厚生環境事務所	0824-63-5181(代表)	三次市十日市東 4-6-1	三次市、庄原市
県環境保全課	082-513-2920(直通)	広島市中区基町 10-52	
広島市環境保全課	082-504-2188(直通)	広島市中区国泰寺町 1-6-34	
呉市環境試験センター	0823-25-3551(直通)	呉市青山町 5-3	
福山市環境保全課	084-928-1072(直通)	福山市東桜町 3-5	

平成31年4月以降の

# 土壤汚染対策法と広島県生活環境の保全等に関する条例の適用関係について ～土地の形質変更（改変）に係るもの～

- ・ 広島県内において一定規模以上の土地の形質の変更（改変）をしようとする場合は、土壤汚染対策法又は広島県生活環境の保全等に関する条例が適用されます。
- ・ 適用関係は概ね次の判定フローチャートのとおりです。

